

第3章 本市が目指す農業都市像

1 本市農業の役割と今後の方向性

(1) 本市農業の役割

① 食料の安定供給の確保（食料・農業・農村基本法第2条）

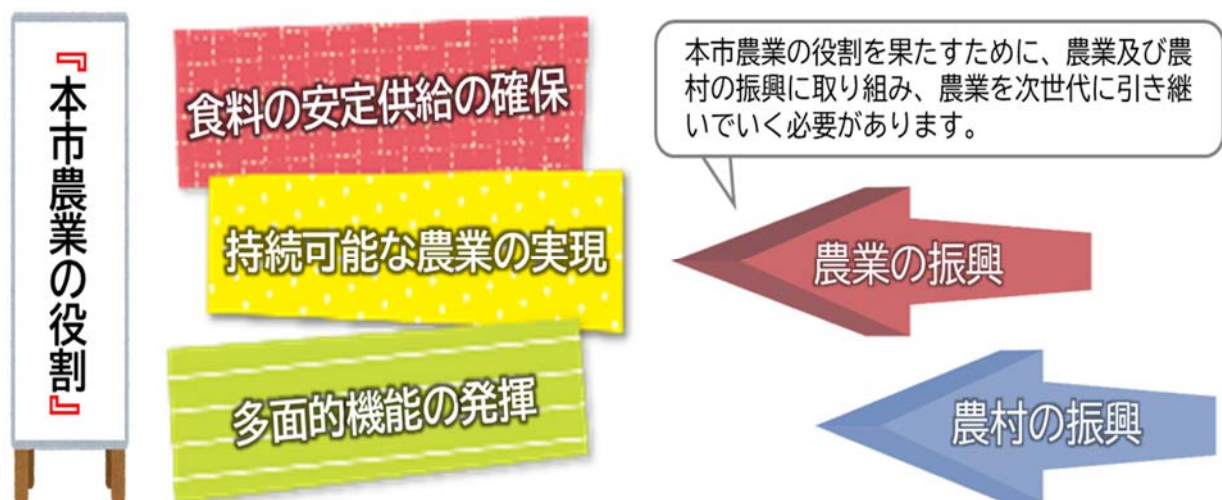
食料安全保障の強化に向けて、本市が有する広大かつ肥沃な農地を活用し、消費地に近い立地条件を活かしながら、「安全・安心な食料」の安定的な生産と供給を担うことが求められています。

② 持続可能な農業の実現（食料・農業・農村基本法第4条）

本市の主要な産業の一つとして、本市経済の発展や脱炭素社会の実現に寄与することが求められています。

③ 多面的機能の発揮（食料・農業・農村基本法第3条）

農村での農業生産活動を通じて、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の機能の発揮が求められています。



2 基本理念(あるべき姿)

農業者は、職業としての農業に魅力を感じ、自信と誇りを持って、持続可能な農業生産を実践している状態を、消費者は、市民の環境配慮に対する意識が高まり、市内産農産物を積極的に選択している状態を、地域コミュニティは、農の多面的機能の恩恵を受け一方で、農業や農村環境の維持・発展に貢献している状態を「基本理念」(あるべき状態)とします。

「基本理念(農業者・消費者・市民・地域コミュニティのあるべき状態)に近づけていくために、「人づくり」・「基盤づくり」・「生産流通体制づくり」・「地域づくり」を施策の柱とし、それぞれに目標を掲げ、施策事業を推進してきます。

<農業者>

- 職業としての農業に魅力を感じ、自信と誇りを持って、持続可能な農業生産を実践しています。



<市民(消費者)>

- 市民の環境配慮に対する意識が高まり、市内産農産物を積極的に選択しています。



<市民(地域コミュニティ)>

- 農の多面的機能の恩恵を受け一方で、農業や農村環境の維持・発展に貢献しています。



<目指す農業都市像>



担い手いきいき！

消費者にっこり！

市民・地域と未来へつなぐ

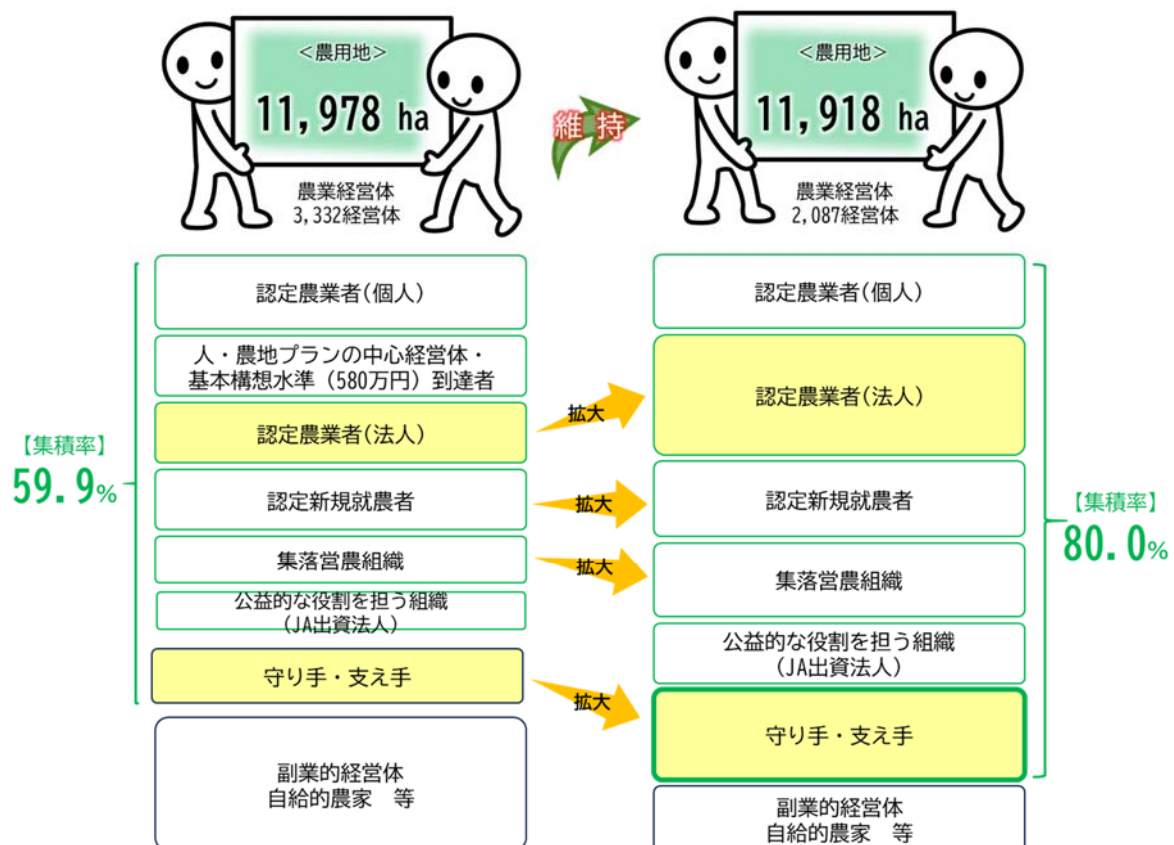
「農業王国うつのみや」

3 目指す農業・農村の姿

(1) 生産構造(人・農地)

現在の農用地地域は11,978haであり、認定農業者、集落営農組織などに59.9%の農用地が集積されていますが、農用地を維持し、効率的に活用していくため、10年後に80.0%の集積を目指します。

国においては、農産物の生産活動等を行う者を“農業を担う者”として幅広く位置付け、農地の集積・集約に向け、「地域計画」を推進する予定であることから、本市においては、「人・農地プラン」に本市独自に位置づけている“農地の守り手・支え手”について、農地集積に必要な不可欠な役割を担うことから、農地の集積率の対象として、農地の維持・保全を図っていきます。



(2) 農用地の品目別の構造

現在の農用地の利用状況は、田8,832ha、畑2,351ha、樹園地757ha、採草牧草地38ha、都市農地は422haとなっています。今後の需要状況等を踏まえ、田(水稻)は減らす、畑は増やす、樹園地、採草牧草地、都市農地は現状維持とし、現在の農地面積を維持することを目指します。



(3) 多面的活動組織の構造

農林水産省では、多面的機能支払交付金により農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援しています。本市の多面的機能支払交付金の活動面積は3,868haとなっています。多面的機能支払交付金の活動は、本市の農業・農村の機能維持・発揮につながるため、農用地区域における環境保全活動面積のカバー率46%を目指します。

